

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十五第

月四年六十和昭

論叢

大島貞益とその思想……………

經濟學博士 本庄榮治郎

日本經濟の再生産機構の研究のために……………

經濟學博士 柴田敬

管子の經濟思想……………

經濟學士 穗積文雄

研究

アダム・スミスの自然的自由……………

經濟學士 白杉庄一郎

中小工業統制組織と金融問題……………

經濟學士 田杉競

輸出向絹織業の確立……………

經濟學士 堀江英一

說苑

所得の分配と累進税……………

經濟學博士 汐見三郎

モンテスキューの經濟思想……………

經濟學士 河野健二

梁漱溟の村治論……………

經濟學士 菊田太郎

附錄

彙報

外國雜誌論題

輸出向絹織業の確立

堀江英一

一 は し が き

我が國民經濟は、農業に於ける資本主義化の欠如、それに基く機構的な低賃銀・低劣な技術水準に制約されて、低賃銀が技術水準の低位を補償しうる衣料生産部門を發展せしめ、生産手段生産部門の發展を極度に制約し、質的優秀を要請する軍需生産を軍需工廠として確立せしめた。かくして衣料の輸出による高度の生産手段・軍需の輸入確保は我が國民經濟の再生産機構確立に對する至上命令であり、確立そのものゝ形態であつた。輸出向絹織業は我が國民經濟の再生産機構に於てかゝる性格を荷はされた衣料生産部門に於ける重要輸出産業であり、從つて輸出向絹織業がかゝる再生産機構の基底の一つとしてもつ生産構造の性格の分析がこゝの問題である。

我國の輸出向絹織業は四つの發展段階をもつてゐる。(一)自明治十年・至明治二十年―手巾地・傘地ことに手巾地を製織し・バツタンを技術的基礎とする〔福井縣・石川縣では明治十年織殿より導入〕近代のマニユファクチュアとして明治十年創始され、體制的恐慌時期〔明治十四年―十八年〕に根を卸した〔明治十九年の絹織物及絹製品輸出の輸入凌駕は専ら手巾の輸出による〕。かくして輸出向絹織業はその出發點に於てすでに、明治十六年バツタンを傳へた兩毛機業地¹⁾などの内地向絹織業より進歩した技術的基礎をもつてゐたが、輸出向絹織業の本格的な發展は明治二十年前後の羽二重創織以後に始まる。(二)自明治二十年・至明治三十五年―羽二重製織は明治二十年

1) 井上徳之助：輸出羽二重(大正2年)、15-21頁および27-29頁。石川縣：石川縣之産業(大正6年)、826頁。2) この種の貿易統計はすべて東洋經濟新報社編；日本貿易精覽(昭和10年)による。3) 横井時冬；日本工業史(改造文庫)、175頁。

前後に始まり、體制的恐慌時期に激化された農民家内工業の崩壊に農民の階級分化を基礎として急速に普及した〔イ〕福井縣では明治二十年羽二重製織を傳習したが、明治二十二年には奉書紬・手巾地・傘地製織は完全に羽二重製織に轉換し、全縣下に普及した。〔ロ〕羽二重中心の絹織物輸出による手巾中心の絹製品輸出凌駕は明治二十五年達成さる。かくしてバツタンを技術的基礎とする近代のマニユファクチュア・家内工業・織元¹⁾賃織業が農民の階級分化に對應して分化し、産地商業資本がそれらを商業資本的²⁾高利貸資本的に間接的に支配するが、この産地商業資本は輸出商資本の支配網たるにすぎない。〔三〕自明治三十五年・至大正九年—明治三十年代に入り完成され、明治三十五年羽二重製織に導入された内地製絹力織機は、明治末年頃輸出向絹織業の機械化・工場化を達成せしめ、それとともに産地商業資本は一方に産業資本に轉化した³⁾が、他方に我が國民經濟の基礎構造に制約された技術の性格・賃労働の性質に妨げられて商業資本と産業資本との分離獨立は完成されず、産地商業資本は一般機業家を商業資本的⁴⁾高利貸資本的に直接的に支配するに至り、かゝる産地商業資本〔同時に産業資本を兼ねる〕を支配網として巨大財閥の分身たる巨大輸出商資本の寡頭支配が形成されてゐる。〔四〕自大正九年・至現在—第一次世界大戰中に急速に高級織物製織への途を辿つた輸出向絹織業は、大正九年に始まる戦後の不況以來富上絹織へ轉換し〔富上絹輸出の羽二重輸出凌駕は昭和元年達成さる〕。昭和五年に始まる一般的恐慌以來さらに人絹織物に轉換した〔人絹織物輸出の絹織物輸出凌駕は昭和七年達成さる〕。かゝる轉換は、一方に原絲生産者が群小製絲資本から獨占的な巨大紡績資本・人絹資本に移ることを意味し、原絲生産者からの中間商人排除・一般機業家への壓力を促進し、他方に巨大紡績資本・人絹資本の絹・人絹織物製織兼營を促進し、かくしてリンク・システムを契機として生まれんとする人絹資本による一般機業家の賃機化の基礎を形成した。然しこれは人絹資本の寡

4) 福井縣織物同業組合五十年史(昭和12年)272頁。 5) 井上徳之助；輸出羽二重。福井縣織物同業組合三十五年史(大正10年)。同五十年史。石川縣；石川縣之産業。石川縣織物検査所；石川縣絹業史(昭和12年)。福島縣；福島縣是資料上卷(大正2年)。福島縣；産業視察報告第五編羽二重業(明治44年)。

頭支配の巨大輸出商資本の寡頭支配に對する代替にすぎず、支配形態そのものの變化ではなく、従つて前期の生産形態の展開にすぎない。かくして第二段階第三段階は確立過程を、第四段階は確立形態の展開を形成する。

二 確立過程

1 明治二十年・至明治三十五年

輸出羽二重は明治二十年前後から福井縣・石川縣・福島縣〔川俣中心〕・富山縣・山形縣〔明治二十七年創始・西田川郡鶴岡中心〕に創織され、急速に發展した。

(1) 發展の基礎 かゝる急速な發展をなした基礎は、輸出羽二重の使用價値に規定されたバツタンの普及および體制的恐慌時期に激化された農民家内工業の崩壊Ⅱ農民の階級分化に求めることができる。

輸出羽二重はその創織當時からバツタンを技術的基礎としたが、石川縣大聖寺では明治二十五年すでに『舊來の高機即ち手織機全く廢せらるゝに至り』チャンキリ框〔一種のバツタン〕が唯一の織機となり、福井縣でも明治三十二年にバツタンの手織機に對する凌駕が見られる。⁷⁾

先進資本主義國の近代的商品ことに綿糸・綿布は、體制的恐慌時期に漸く根を卸しかけた日本資本主義と相俟つて、農民家内工業を崩壊せしめ、かの急激な農民階級分化が生じた。かくして農民家内工業の中心たる綿糸・綿布に代つて、商品生産たる羽二重製織が導入された。

(2) 生産組織 上述の如き農民の階級分化に基いて發展した輸出向絹織業は、その農民の階級分化に對應して、『士族並に郡部より金澤へ來りて作徳米により生活する地主』を『事業主』とし、⁸⁾ 農民家内工業を喪失した貧農

日銀福島支店；川俣羽二重=關スル調査(大正4年)。日銀福島支店；山形縣ノ絹織業(大正7年)等參照。

6) 石川縣；石川縣之産業、792頁。

7) 第十六次農商務省統計表參照。

8) 石川縣；石川縣之産業、805頁。

の子女を賃労働者とする近代的マニファクチュア、中農により經營される新しい形態の家内工業、貧農の不完全な家族勞働を基礎とする織元―賃織業を成立せしめた。⁹⁾

〔明治三十八年〕	技術段階		機業戸數		生産價格	
	力織機手織機	計	工場工業織	元賃織業	計	計
福井縣	五一九、四三三 <small>台</small>	一九、四八六 <small>台</small>	四三、一三三 <small>戸</small>	二八、一〇九 <small>戸</small>	二、七三三 <small>千戸</small>	三、七九八 <small>千戸</small>
石川縣	七二、四、三八	一四、八八九	四七、二	七九八	五、六六六 <small>千戸</small>	七、四四五 <small>千戸</small>
福島縣	四七、一六六 <small>五</small>	七、二七七	四、三三三 <small>六</small>	九二	二、〇〇〇 <small>千戸</small>	七、三六六 <small>千戸</small>
					四、〇〇八	三、九二二 <small>千戸</small>
					五、五八八	一、八六六 <small>千戸</small>
					三、九二二	四、二二
					二八	二八
						三、九二二

備考 明治三十八年度各縣統計書「羽二重」の項よりとる。

「工場」とは職工十人以上の、「家内工業」とは家族・職工十人未満の機織場、「織元」とは織物の原料を仕入れ置き専ら

「賃織業者」に織賃を以て製織せしめ自己の機織場を所有せざる者を指す。

「生産價格」「賃織業」の空白はその生産價格が織元に算入されてゐるためである。

この段階に於ては産地商業資本の機業兼營は殆んど見られず、その機業家に對する直接的支配の形態たる賃織業は比較的少く、之に對し産地商業資本の生糸問屋・羽二重問屋兼營および市場取引により間接的にこれに支配される近代的マニファクチュア・家内工業〔獨立性を喪失した獨立機業家〕が支配的である。

例證―産地商業資本の生糸問屋・羽二重問屋兼營、そのもとに於ける市場取引の性格を例證する。

(1)兼營 産地商業資本が生糸・羽二重の賣買を併せ掌握することは、福井縣・石川縣の如く生糸問屋―仲立人―〔機業家〕―〔市場〕―仲買人または委託商―羽二重問屋〔生糸問屋の兼營〕の取引系統をとる場合でも、中間商人を自己の支配網たらしめ、間接的ながら機業家の獨立性を奪ふ。かゝる兼營は石川縣に最も多く、明治末年には二十餘の間屋中五名の間屋を除くすべての間屋が兼營問屋であり、福井縣でも明治二十五年頃すでに〔従来の生糸問屋も羽二重の好況を憂り漸次この業〔羽二重問屋―筆者〕を兼ねるに至〕つた。富山縣についても同じ事情が見られる。¹⁰⁾

9) 日銀福島支店；川俣羽二重＝關スル調査、30—32頁參照。
10) 井上徳之助；輸向羽二重、45—54頁および164—193頁。

(2)市場 羽二重市場は殆んど全羽二重機業地に普及したが、以上の如く兼管問屋が生糸・羽二重を併せ掌握する場合には、その公平な價格形成機能は失はれる。兼管問屋の最も多い石川縣では羽二重市場は明治三十三年金澤に一度開設されたにすぎず、それも「機業家に損失となること多」きため直ちに閉鎖された事實はこのよき證明である。¹¹⁾

問屋の機業家支配と直接關聯して開設された羽二重市場は富山市の明治三十年の絹絲同盟會・明治三十三年その改組された富山絹絲株式會社のそれである。この問屋の株式會社は、一方に「羽二重生糸の委託販賣擔保貸金生糸貸付」を營業とし、他方に羽二重市場を經營してゐる。¹²⁾

上述の如く専ら流通關係を通じ商業資本的に機業家を支配する産地問屋は多くは横濱の輸出商資本または賣込商の出張所・代理店であり、(明治四十年福井市の羽二重問屋十七名中九名が横濱輸出商の出張所、富山市の羽二重問屋四名中二名が横濱輸出商の出張所であるが、殘餘の羽二重問屋も恐らく横濱輸出商または賣込商の代理店であらう)、¹³⁾従つて上述の産地商業資本は究極に於てかなり多くの、いまだ外國商館をふくむ横濱輸出商資本の支配網にすぎない。

(3)總括 前田正名が既に指摘してゐる如く我國の輸出向絹織業の創始まへにリヨンでは力織機による生産組織の變革が進展しつゝあつたのであり、¹⁴⁾従つて我國の輸出向絹織業はバツタンを以て歐米の力織機に對抗しつゝ、顯著な發展をとげたのであるが、かゝる輸出能力は「本邦製羽二重ノ價格外國製ニ比シ低廉ナルコト、本品ノ價格低廉ナルニ二様ノ原因アリ其一、本邦ノ工賃ハ之ヲ歐米ニ比スレバ遙カニ低廉ナルコト其二、外商ノ望ム所常ニ低廉ノ一方ニ在ルヲ以テ賣込商ヨリ織元ニ至ルマテ自己ノ利潤ヲ薄クシ競テ注文ニ應スルヲ務ムルコト」¹⁵⁾即ち前に詳述した機構的な低賃銀(事實上の賃勞働者のそれを含めて)および商業資本の生産者壓迫による技術水準低位の補償にあつた。かくて輸出向絹織業のかゝる畸形的な輸出能力は、我が國民經濟の再生産機構確立過程の

11) 石川縣：石川縣之産業、807頁。
12) 井上徳之助：輸出羽二重、191—193頁。
13) 農商務省商工局：北陸三縣輸出重要品調査報告(明治40年)、28、124頁。
14) 前田正名：興業叢見(明治17年)に譯載された茂蘭氏演述「佛國里昂絹織職工の組織」參照。

もつ特殊な諸條件に制約されたものであるが、またその再生産機構を特殊なものとして確立せしめえた諸條件の一つである。

Ⅱ 明治三十五年・至大正九年

明治三十年代に至り漸く完成された絹力織機は、明治三十五年始めて輸出羽二重製織に應用され、略々明治末年機械化・工場化され、かゝる基礎上で第一次世界大戦中の發展がなされた。

(1) 力織機の完成 機械化の樞軸は力織機化であるからこゝでは力織機の完成について説く。

我國の輸出羽二重の主要競争國たる佛米兩國に於ける絹織業の産業革命の完成は、同時に主要需要國たる佛米兩國に於ける我國の羽二重を壓倒するに至り、『白羽二重ハ：販路甚々廣シト雖トモ、パターソン市製機械織白羽二重ハ廉價ニシテ且ツ見榮アレバ大ニ壓倒サル、ノ感アリ』——明治三十四年在市俄古帝國領事報告¹⁶⁾、我國の輸出向絹織業に於ける生産形態の成熟(前掲表参照)と相俟ち、その技術的基礎をバツタンから力織機に移すことを必要ならしめた。かくして先づ明治三十一年齋外式絹力織機(山形縣鶴岡齋藤外吉發明)、ついで明治三十三年津田式絹力織機(金澤津田米次郎發明)、つゞいてこれを模倣した多數の絹力織機が完成された。¹⁷⁾

然しこれらの絹力織機完成にあつては、『現在ニ於ケル帝國ノ勞銀ハ歐米ニ比シテ低廉ナルハ事實ニシテ資本ニ對スル金利ノ歐米ニ比シテ高キモ亦事實ナリ。高利ノ資本ト低廉ナル勞銀トハ新式機械ヲ輸入シ工業組織ヲ變更スル上ニ於テ大ニ考慮ヲ要スベキ¹⁸⁾』であつた。かくして完成された内地製絹力織機は我が國民經濟の基礎構造を表現して、極めて生産力は低く、その勞働吸収性は非常にたかひものであつた。

15) 農商務省商工局；輸出羽二重調査資料(明治38年)、37頁。外商の壓迫は結局生産者に轉嫁されることを看過してゐる。16) 農商務省商工局；輸出羽二重調査資料、91頁。17) 金澤商工會議所；金澤の絹力織機(昭和11年)、2—15頁。

機	瑞西ルーチ會社製設備		日本製一般設備	
	設備様式	一人運轉設備數	設備様式	一人運轉設備數
糸繰線	水平糸繰機	八〇—一六〇窓	水平糸繰機	三〇窓
糊付	スラツシャー糊付機	二臺	一本糊付機	四〇棹
再繰	ドラム整經機	二臺	〔糸繰機兼用〕 ドラム整經機	六〇棹
糸繰	織上〔手勞働〕	—	〔手勞働〕	一臺
經糸	合繰機	二四〇—四八〇鍾	一定の名稱なし	四〇鍾
下管卷	〔不〕 要	—	一定の名稱なし	一五鍾
擦糸	フライヤー擦糸機	二〇〇—二〇〇鍾	フライヤー擦糸機	二、〇〇鍾
上管卷	水平緯卷機	二四〇—三五〇鍾	水平緯卷機	一五鍾
機織	ルーチ式力織機	四—五とき	二一臺〔典型〕津式力織機	三臺

備考 (1)「瑞西ルーチ會社製設備」は本絹織物を主とする鐘紡山科工場よりとり、「日本製一般設備」は人絹織物を主とする福井市の工場よりとる。「日本製一般設備」に對比すべきは歐米絹力織機使用工場ではなく、歐米人絹自働織機使用工場を正當とするも、資料を缺く。昭和十五年筆者の調査。
 (2) 歐米の絹力織機は我國の經濟の基礎構造に受容され得なかつた二例。(イ)明治三十五年農商務省は佛國デュードリツシユ絹力織機を購入し主要機業地に貸與したが、これを模倣する絹力織機は全くない。(ロ)ルーチ式絹力織機を模倣し、我國最高の絹織機械を製作した齋製作所の營業成績を見よ。壽式絹力織機は殆んど普及してゐない。

(2)生産形態 以上の如くして完成された内地製絹力織機は明治三十五年始めて輸出羽二重製織に應用され、當時の輸出絹織物のほとんど全部をしめてゐた輸出羽二重製織部門では大正元年にはすでに力織機數の手續機〔所謂手續機・バツタン・足踏織機を含む〕に對する凌駕が見られる。

福井縣	明治四十四年		大正元年	
	力織機數	全織機數	力織機數	全織機數
	四、九一四 <small>台</small>	一六、五七二 <small>台</small>	七、二五七 <small>台</small>	一三、八二〇 <small>台</small>

備考 (1)當該年度各縣統計書「輸出羽二重」の項よりとる。
 (2)バツタン・足踏織機・力織機と發展するを技術史トの通則とするが、輸出羽二重機業の場合はこれと異なる。即ちマニユアラク

促進するが、規模の擴大するに従つて、業主と賃労働者との多分に封建的色彩をもつ『主従關係』は稀薄になり、¹⁹⁾従つて勞賃部分が多くなるため、大規模工場化の傾向は著しく疎害され、また前述の技術の性格が小規模工場の存立を可能ならしめる。かくして輸出向絹織業では、『會社經營(大經營—筆者)』にありては主として品種の統一されたる大量生産に適應する無地物或は縞物類の生産に機械力の増進を圖りて技術的實力を製品に顯現し、尙中小工場、個人經營に於ては小規模に適應する變織、紋織等の柄物系統に大工場の追従を許さぬ獨自性を發揮する分業關係が成立してゐる。²⁰⁾

輸出向絹織業に於ける機械化の確立・大規模經營と小規模經營との特殊な分業關係は新しい從屬關係を成立せしめた。産地商業資本は、一方に近代の産業資本に轉化し・大規模工場を創始して、危険の少ない・大量生産に適應する無物・縞物類の生産に進出し、他方に中間的な支配網を排除して直接的に新しい形式(原絲販賣代金は問屋の機業家に對する債權として記帳され、それは原絲販賣と同時に約定した製品の購買代金により相殺され、その殘餘—實質上織賃—を支拂ふ。従つて賃織業の名目變化にすぎない)のもとに中小經營を支配し、危険の多い特殊品を生産せしめる。かくして産地商業資本は近代の産業資本家と商業資本¹⁾高利貸資本家とを一身に荷ふに至つたが、商業資本の産業資本への轉化のかゝる停滞性はそれがもつ技術の性格・賃労働の性格を通じて我が國民經濟の基礎構造につながるのである。

例證—機業家・問屋兼營に關する若干の實例をあげる。

(1)山形縣 大正中期鶴岡地方の輸出向縞子機業には二つのプロックがあつた。(イ)大地主にして風間銀行を經營する風間幸右衛門の羽前絹糸株式會社とこれにより『製品并ニ原料ノ委託販賣及資金の融通』を通し支配されるプロック(七月一九一臺)、(ロ)齋藤外吉の鶴岡織物株式會社とこれに支配される機業家とのプロック(七月七〇八臺)、(ハ)殘餘の五戸三〇八臺が獨立を保つてゐる

19) 石川縣及石川縣之産業、875—6頁。

20) 石川縣織物検査所、石川縣絹業史、212頁。

(2) 石川縣 金澤の問屋の取引する範圍の輸出向絹織業（「マルサン織物工業組合・加賀羽二重工業組合・金澤人絹織物工業組合」）の最近の状態は典型的事例たりうる。

形態	經營規模											
	500臺未満		1000臺未満		2000臺未満		5000臺未満		5000臺以上		合 計	
	戸	台	戸	台	戸	台	戸	台	戸	台		
問屋の形態	(1) 自己・被從屬經營		(2) 自己經營のみ有つ問屋		(3) 被從屬經營のみ有つ問屋		自己經營		被從屬經營			
小計	105	147	110	147	7	199	4	101	1	6	3	248
獨立經營	1	3	4	4	3	3	2	4	1	6	3	248
被從屬經營	104	144	106	143	4	196	2	97	0	0	0	248
合 計	105	150	110	151	11	205	6	107	1	12	6	252

備考 (1) 本表は石川縣織物検査所「石川縣絹織業史」昭和十二年所載の前述四組會員名簿（機臺数記載）を昭和十五年七月各組合事務所提出し所要事項を調査のうへ整理せしもの、從つて推定の基礎にすぎず。「被從屬經營」は賣りの買方法〔問屋が原糸販賣と同時にその製品を買約する方法〕による經營である。

(2) 「自己・被從屬經營併有問屋」二戸・「自己經營のみ有する問屋」七戸・「被從屬經營のみ有する問屋」八戸。但し後の二者は多くは他地方で自己經營または被從屬經營をもつため、實質上第一の問屋に屬するものが多い。

かゝる産地問屋は巨大財閥の分身たる獨占的な少數の輸出商資本またはその直接の支配網たる賣込商の出張

輸出向絹織業の確立

第五十二卷

四八五

第四號

八七

所・代理店であり〔例へば福井縣・石川縣では「現在の演出し屋は横濱、東京、神戸等にある直輸出商若しくは賣込商の出張店又は代理店を主」とする²²⁾〕。従つて獨占的な巨大輸出商資本の一觸手たるにすぎない。

(3) 總括 我國の輸出向絹織業は略々明治末期にその機械化・工場化を達成したが、それは所謂産業資本としての確立すなはち商業資本Ⅱ高利貸資本の前期的資本形態からの分離・獨立を意味しない。(イ) 農業に於ける資本主義化の欠如・それに基く機械的な低賃銀は、技術水準の低い・倭小な〔福井縣でスラツシャー糊付機を設備するものは酒井織物株式會社のみである〕機械を創造した。(ロ) かゝる狹隘な技術的基礎は、多分に封建的色彩をもつ賃勞働關係に於ける『主従關係』の存在と相俟つて、中小工場の存在を可能ならしめ、商業資本の産業資本への轉化を制限し、かくて商業資本は近代的産業資本と前期的商業資本Ⅱ高利貸資本的支配の結合形態をとるに至つた。(ハ) かゝる産地の生産形態を基礎として獨占的な巨大輸出商資本の寡頭支配が形成されてゐる。かくして前に詳述した機械的な低賃銀および商業資本の生産者壓迫による技術水準低位の補償といふ畸形的な輸出能力は、新しい基礎のうへに新しい形態を以て再生産されてゐるのである。

三 展 開 過 程

第一次世界大戰後我國輸出向絹織業は最初富士絹織へ、ついで人絹織物製織へと急速に轉換したが、上述した確立形態には基本的な變化は生じなかつた。

(1) 原料轉換 絹織物製織より富士絹・人絹織物製織への轉換は、その原絲生産者が群小製絲資本から獨占的な巨大紡績資本・人絹資本に移ることを意味し、これらの紡績資本・人絹資本はすでに前述した如き性格をもつに

22) 横濱商工會議所；本邦輸出絹織物に就て(年代不明)、26頁。

至つた産地商業資本と原絲配給に關する特約關係をむすぶに至つた。かくして産地商業資本は原絲配給に關しては巨大紡績資本・人絹資本の特約店として一般機業家に對する原絲配給權を掌握し、製品蒐集に關しては巨大輸出商資本またはその支配網たる賣込商の出張所・代理店としてその蒐集の直接的機關たりうるに至り、形式上大規模な産地商業資本の一般機業家に對する支配の強化また小規模な産地商業資本および中間商人排除に對する基礎は完備するに至つた。

②紡績・人絹資本の絹織業進出 紡績資本の輸出向絹織業進出は明治三十七年富士瓦斯紡績株式會社の富士絹製織に始まるが、本格的進出は第一次世界大戰後の富士絹・人絹織物製織への轉換以來である。昭和十五年度紡績要覽によれば、絹人絹織機を綿織機から區別せるものに鐘紡〔三、五八六臺〕・富士瓦斯紡績〔五〇三臺〕・大日本紡績〔一、〇六〇臺〕・若林製絲紡績〔一〇〇臺〕・日本レヨン〔一、〇一九臺〕あり、その技術水準も鐘紡山科〔ルーチ式絹力織機七三四臺〕長濱工場〔自働織機一、二六三臺〕若林製絲紡績〔自働織機一〇〇臺〕・日本レヨン二天工場〔ルーチ式一五〇臺デョージホチソン式二五〇臺ハータスレー式一〇〇臺〕により例証せらるゝ如く、一般工場より遙かに進歩してゐる。然し紡績人絹資本の輸出向絹織業へのかゝる進出は、全體として見れば未だ意圖たるにすぎず、しかもかゝる意圖は恐らく容易に成功しないであらう。

③總括 巨大原絲生産資本の輸出向絹織業兼營への進出への意圖は、支那事變後のリンク制度を契機として全々異つた形態で實現されようとしてゐる。人絹會社は人絹絲を提供するとともに輸出向〔普通〕人絹織物を蒐集しかくて一般機業家を賃織業として再編制せんとしつゝあり、産地の大規模な商業資本たる特約店は名實ともに人絹會社の一般機業家支配の制度的代理機關となりつゝある。然し人絹會社のかゝる輸出向絹織業支配が、特約組

合に於ける製絲會社・綿織業に於ける紡績會社とひとしく前期的な商業資本的支配たること、またその支配が産地商業資本の一般機業家に對する商業資本的||高利貸資本的支配〔福井縣に於ける所謂プロツクは本質上これの強化を意圖してゐる〕を基礎とし媒介とせざるを得ぬ點に於て、人絹會社による輸出向絹織業の再編制はその近代化の促進ではなく、確立形態の強化であり、その意味で確立形態の單なる展開にすぎない。

四　　む　　す　　び

我國の輸出向絹織業は明治二十年前後から發展の軌道に乗り、漸く明治末期に確立され、その後の發展はこの確立形態の強化・擴大にほかならない。

この全過程を貫くものは商業資本||高利貸資本の前期的資本の生産者に對する優位である。明治末期以來産地商業資本の、第一次世界大戰後巨大紡績人絹資本の機業經營への進出が見られるが、然しそれは常に商業資本的||高利貸資本的支配と結合してゐる。しかもかゝる商業資本的||高利貸資本的支配を通じ寡頭支配が形成されてゐる。

それは恰かも我國農業に於ける土地所有者の直接生産者に對する優位と相通するものがある。否な我國農業のかゝる構造こそその技術の特性を通じ我國の輸出向絹織業にかゝる性格を賦與してゐる。我國の輸出向絹織業はかゝる性格を以て我が國民經濟の再生産構機の基底の一つを構成してゐるのである。